

(2017年10月25日制定)

(2018年7月6日改訂)

SoundUD 推進コンソーシアム規約

1 名称

本コンソーシアムの名称は、「SoundUD 推進コンソーシアム」（以下、「本コンソーシアム」という。）とする。

2 目的

本コンソーシアムは、外国人や高齢者、障がい者などが抱える言語や音に関する不自由を解決するために、日本発の新たなユニバーサルデザイン「SoundUD」を推進することを目的とする。

3 活動

本コンソーシアムは、前条の目的を達するために、次の活動を行う。

- ① 目的に賛同する法人、団体、自治体等の活動サポート
- ② SoundUD の様々な業界での展開状況や利用状況に関する情報共有
- ③ 関連する社会ニーズおよび、技術シーズの集約およびSoundUD への反映
- ④ SoundUD 対応製品、サービスの導入促進による利用エリア、ユーザーの拡大
- ⑤ SoundUD 関連技術、システムの標準規格化と製品化、サービス化の促進
- ⑥ その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

4 会員

(1) 会員

本コンソーシアムの会員は、第2条の目的に賛同する法人、団体、自治体とする。

(2) 入会

本コンソーシアムの入会を希望する者は、入会手続きに従い、事務局の承認を受けなければならない。

(3) 退会

本コンソーシアムの退会を希望する者は、退会届を提出し、事務局の受理をもって退会するものとする。また、会員として相応しくない行為があった場合は、事務局は当該会員を除名することができる。

(4) 会員種別

会員種別は次の通りとする。また、支援ツールはヤマハ株式会社が別途、提供する。

一 正会員

正会員は、SoundUD 対応サービスのいずれかを利用、提供するか、もしくは利用または提供を検討する意思を有する企業、団体等を対象とする。正会員は以下の権利を有する。

- SoundUD 支援ツールの利用
- 総会への参加
- 部会への参加

二 準会員

準会員は、その提言、情報共有、実証実験等を通じて、SoundUD の発展に貢献する意思を有する、企業、団体等を対象とする。事務局の承認を受けて、期中に正会員になることができる。

準会員は以下の権利を有する。

- 総会への参加
- 部会への参加

5 オブザーバー

官公庁等の公的機関、他協議会・協会等（4(1)会員を除く）は、事務局の依頼を受けて、オブザーバーとなることができる。オブザーバーは総会/部会に参加することができる。

6 役員

本コンソーシアムには、次の役員を置く。役員は事務局が選任し、いずれも無報酬とする。役員の任期は原則として1年とする。ただし、再任することができるものとする。

一 会長 1名

会長は、本コンソーシアムを代表し、会務を総括する。

二 副会長 2名以内

副会長は、会長を補佐し、会長不在時においてその会務を代行する。

三 幹事 若干名

幹事は、本コンソーシアムに関する意見交換、提言等を行なう。

7 総会

総会は、定期総会を年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催し、活動計画及び実績報告等を行う。総会の議事は、必要に応じて、電子メールによる方法に代えることができる。

8 幹事会

幹事会は、役員及び事務局をもって構成し、会長が統括する。幹事会は、本コンソーシアムに関する連絡、活動計画の検討等を行う。幹事会の議事は、必要に応じて、電子メールによる方法に代えることができる。

9 部会

本コンソーシアムの目的を遂行するために、事務局は複数の部会を設置することができる。各部会は部会長を1名ずつ置き、部会を統括及び執行する。各部会は本コンソーシアムを円滑かつ効率的に運営するため、必要に応じて随時開催できる。部会の議事は、必要に応じて、電子メールによる方法に代えることができる。

10 責務

(1) 役員及び事務局は、故意または重過失がある場合を除き、本コンソーシアムの活動に関して行った行為について責任を負わない。

(2) 会員は、本コンソーシアムの活動に関して行った行為により本コンソーシアム、他の会員又は第三者に損害を与えたときは、自己の負担と責任において損害の賠償その他の措置を講じるものとする。

11 事務局

本コンソーシアムの事務局は、ヤマハ株式会社へ置く。運営業務は、必要に応じて第三者に委託できるものとする。

12 連絡網

事務局は、入会届の情報にもとづき、連絡網（メーリングリスト等）を用意し、運用するものとする。

13 会期

本コンソーシアムの会期は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

14 解散

本コンソーシアムは、事務局が本コンソーシアムの目的を達したと判断したときに解散するものとする。

15 雑則

この規約に定めるもののほか、本コンソーシアムの運営上必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則 この規約は、設立の日（2017年10月25日）から施行する。

附則 この規約は、2018年7月6日に改訂、同日から施行する。